

# 地方財政の自律に向けて —三位一体改革を中心に—

西 森 光 子

## 目 次

|                    |                          |
|--------------------|--------------------------|
| はじめに               | III 地方からの改革              |
| I 地方財政改革の背景        | —国からの自立に向けて—             |
| —地方分権の進展と財政の悪化—    | 1 岩手県および県内市町村での財政改革の取り組み |
| 1 地方分権の進展          | 2 三位一体改革の地方への影響と変化       |
| 2 国と地方の財政状況        | 3 今後の地方行財政               |
| 3 国への財政依存の弊害       | IV 今後についての論点整理           |
| II 国からの改革          | 1 国民の関心の喚起、受益と負担         |
| —三位一体改革の推移、到達点、評価— | 2 「国と地方」および「官と民」の事務事業分担  |
| 1 基本方針の推移          | 3 地方交付税改革                |
| 2 三位一体改革の歩み        | おわりに                     |
| —予算と政府・地方の動き—      |                          |
| 3 「三位一体」後の改革について   |                          |
| —平成18年度以降の見通し—     |                          |

## はじめに

我が国の地方自治体の歳入に占める自主財源たる地方税の割合は3割程度にすぎず、多くを補助金などの国からの財源に依存していることから、「3割自治」とも呼ばれてきた。しかし、補助金等を活用した事業では、国の基準に遵った画一的な事業を実施しなければならず、住民のニーズを反映した独自性のある施策を行うのは難しい。

こうした地方の国への依存にともなう弊害は、シャープ勧告以来指摘されてきたところであったが、高度成長期には、中央主導型の地域開発政策が必要とされていたこともあり、改革は行われてこなかった。長年積み残したままであった国と地方の財政関係は、平成13年以降、地方自治の強化に向けて新たな方向へと舵を切ることになった。

平成13年4月に誕生した小泉政権は、「官から民へ」、「国から地方へ」という掛け声の下、構造改革を進めている。地方財政の改革（三位一体改革）も、構造改革の柱の一つに掲げられ、具体化が進められている。

本稿では、まず地方財政改革の背景にふれ、その後、国からの地方財政改革である三位一体改革と、地方からの自発的な改革の動きを紹介する。最後に、現在残されている課題を考える。

## I 地方財政改革の背景 —地方分権の進展と財政の悪化—

1990年代以降、行政改革の流れのなかで、地方分権が進められていたが、同時期には、国と地方の財政状況も著しく悪化していた。これら二つの事情を背景に、地方財政の改革と地方自治体の財政自治の必要性が強く認識されるようになった。

### 1 地方分権の進展

1980年代後半以降、第二次臨調等の行政改革の答申のなかで、地方分権の必要性がうたわれてきた。平成5年には、衆・参両議院で「地方分権の推進に関する決議」が採択された。これを受けて、平成7年には「地方分権推進法」が成立し、その具体化のために、地方分権推進委員会が設置された。同委員会は、6年間に及ぶ活動の中で、4次にわたって勧告を出し、地方分権一括法（平成11年法律第87号）を成立に導いた。平成12年に施行された同法によって、機関委任事務が廃止され、国と地方の関係は、いわば、それまでの「上下主従関係から対等なもの<sup>(1)</sup>」へと変わった。平成13年6月には、同委員会は、それまでの議論の総仕上げとして小泉首相に最終報告書を提出し、その活動に幕を下ろした。最終報告書は、財政面での地方分権が進んでいない現状を「未完の分権改革」と表現し、今後、地方税財源の充実確保を進め、財政面での地方分権を実現する必要があることを強く提言した<sup>(2)</sup>。

### 2 国と地方の財政状況

国と地方の長期債務残高は、平成17年度末には773兆円（国602兆円、地方205兆円、重複分34兆円）に上る（対GDP比では150%）と見込まれている<sup>(3)</sup>。平成2年度末の国と地方の長期債務残高は、約266兆円（国200兆円、地方67兆円、重複分1.5兆円）で、対GDP比は60%にも満たなかった。ところが、バブル崩壊後、税収が低迷するなかで、借金を財源に大規模な経済対策や減税が実施された結果、債務が大幅に膨らんだ。

平成17年5月に財政制度等審議会が示した国の財政の中長期的な試算によると、「10年後の平成27年度（2015年度）にプライマリーバランスの均衡を達成するのに、歳出の削減だけで実現するには3割の歳出削減が必要であり、他方、増税のみでプライマリー均衡を実現するには、消費税を19%に引き上げる必要がある<sup>(4)</sup>」という。こうした厳しい財政状況の中で誕生した小泉政権（平成13年4月～）は、「国債30兆円枠」の設定や特別会計の改革等の財政改革を実施しており、補助金や地方交付税等の国から地方へ流れる資金についても、見直しの対象としている。

### 3 国への財政依存の弊害

地方自治の進展と財政状況の著しい悪化という二つの社会経済的背景の中で、地方財政の国への依存は、放置できない問題となっている。

(1) 北川正恭「地方分権シンカ論26 二元代表制を踏まえ、地方政治・行政の活性化を」『ガバナンス』No.52, 2005.8, pp.74-75.

(2) 地方分権推進委員会「地方分権推進委員会最終報告 一分権社会の創造：その道筋」  
<<http://www8.cao.go.jp/bunken/bunken-iinkai/saisyu/>>

(3) 財務省ホームページ「我が国の1970年度以降の長期債務残高の推移」（2005年1月現在）  
<<<http://www.mof.go.jp/jouhou/syukei/siryousy1709h.pdf>>>

(4) 財政制度審議会財政制度分科会歳出合理化部会及び財政構造改革部会 合同部会「財政の長期試算（起草検討委員提出資料）」平成17年5月16日 <<http://www.mof.go.jp/singikai/zaiseseido/top.htm>>

補助金と地方交付税等を合わせた金額が、地方歳入に占める割合は、地方税収とほぼ同程度の34%に上る。財政力の弱い自治体では、補助金や交付税などの国からの財源移転が、住民から徴収した地方税収を大幅に上回る状況にある。こうした財政依存は、国と地方の累積債務の要因となっているばかりでなく、個々の自治体における画一的な事業を生むといった弊害を招いている。

## (1) 地方自治の形骸化

国の補助金を財源にした補助事業では、事業の内容、建物の規格等が細かに規定されており、各地域の実情に合わせた事業運営を行うことができない。例えば、高齢者向けのデイサービス施設を障害者や子どものための施設として活用しようとしても、補助金を財源にした施設では、目的外の利用は認められていない<sup>(5)</sup>。画一的で地域のニーズに合わない事業は、歳出の節約の妨げともなっている。

他方で、地方の自主財源の割合が低いことは、地方自治体および住民に、財政錯覚<sup>(6)</sup>を引き起こしてきた。新規の事業を採択する場合に、地域内で歳出の節約（他の事業の削減）もしくは増税を伴っても行う必要があるのかを、住民の視点で判断するのではなく、補助金や交付税措置など、国からの予算措置を得られるかどうかという観点から、判断がなされてきた。

地方行政における財政錯覚は、住民の地方自治への意識を下げる要因ともなっている。我が国では、住民の間で受益と負担の意識が育まれておらず、行政サービスと税についての関心も低い。進展しつつある少子高齢化社会では、社会保障制度と制度を支える財源のあり方が重要な課題となっているだけに、受益と負担の意識の涵養に基づく住民の意識変革が必要である。

## (2) 補助金申請事務の非効率性

補助金の申請、手続には、国・地方ともに多大な事務およびそのための経費がかかっている。全国知事会の調査によると、都道府県職員が行う補助金申請事務などは、年間延べ2,700人分の労働時間に相当し、人件費や旅費などの経費は約125億円に上るとの試算がある<sup>(7)</sup>。また、一部の零細な補助金については、事務経費が補助金額の7～8割にも上るとの指摘もなされている<sup>(8)</sup>。

この他、補助金の交付額が年度途中まで確定されず、地方自治体が事業を計画どおりに進められないという弊害もある。補助金によっては、単価が2月まで決まらず、年度末に申請事務等を再度行わなければならないなど、補助金申請をめぐる問題点は多く指摘されている<sup>(9)</sup>。

(5) 佐賀県「未来予想図～地方の願いがかなうとき」(平成17年8月11日) <<http://www.pref.saga.lg.jp/portal/public/WH/FWHM0000Action.do>>

(6) 住民が自身の租税負担と公共サービスの水準を比較する際に、国からの補助金等で埋め合わせされている分だけ、その供給コストを過小に評価すること(赤井伸郎ほか『地方交付税の経済学：理論・実証に基づく改革』有斐閣、2003、p.93を参照)。

(7) 「国の補助金受ける都道府県職員 申請事務に125億円の経費」『大蔵週報』No.864、2004.2.6、p.7。

(8) 高寄昇三『地方分権と補助金改革』公人の友社、1997、p.46。

(9) 前掲注(5)参照。

## II 国からの改革 —三位一体改革の推移、到達点、評価—

### 1 基本方針の推移

小泉政権は、構造改革の一環として、経済・財政分野での多方面にわたる改革に取り組んでいる。小泉政権の経済政策の基本方針は、経済財政諮問会議で審議された後、毎年6月に閣議決定される「経済財政運営と構造改革に関する基本方針（骨太の方針）」（以下、「骨太の方針」とする。）に示されている。地方財政の改革についても、「骨太の方針」で基本方針が決められ、それに基づいて年末の予算編成がなされ、改革が具体化されてきた。

小泉内閣の誕生後、初めて示された「骨太の方針2001」では、地方交付税の縮小、補助金の縮減など、地方の歳出削減を要するものが強く打ち出された。こうした方針に対して、地方自治体や総務省からは反発や不安の声が上がった。地方交付税の削減を中心に据えた政府の基本方針を転換させるために、総務省は、平成14年5月に、5.5兆円の税源移譲案（「片山プラン」）を提示した。これは、補助金の削減と地方交付税の縮小に、税源移譲を加えた改革案であった。地方自治体が切望していた税源移譲を具体的に提言したという点で、画期的な改革案であった。

これを受けて翌月に閣議決定された「骨太の方針2002」には、「国庫補助負担金、交付税、税源移譲を含む税源配分のあり方を三位一体で検討し、…具体的な改革工程を含む改革案を、今後一年以内を目途にとりまとめる」<sup>(10)</sup>（下線引用）として、補助金の削減と税源移譲、および地方交付税の改革を三つセットで行うという、「三位一体改革」の推進が明文化された。

翌年の「骨太の方針2003」では、平成18年度までに、概ね4兆円程度の補助金の廃止、縮減を行う旨が記され、明確な数値目標が設定された。

さらに「骨太の方針2004」では、概ね3兆円規模の税源移譲を行うことが明記された。ただし、その前提として、地方自治体に補助金削減案の作成と提出を要請した。一方、地方交付税については、2003年の「骨太の方針」まで削減の方向性が打ち出されてきたが、2004年の「骨太の方針」では、「地方交付税については、地方団体の改革意欲を削がないよう、国の歳出の見直しと歩調を合わせて、地方の歳出を見直し、抑制する。」という、地方を配慮する内容となった。

平成17年6月の「骨太の方針2005」は、総まとめとして、「平成18年度までの三位一体の改革の全体像に係る『政府・与党合意』及び累次の『基本方針』を踏まえ、改革を確実に実現する」と記され、改革の実行が確認された。

### 2 三位一体改革の歩み —予算と政府・地方の動き—

#### (1) 平成14年度の動き —平成15年度予算—

「骨太の方針2002」（平成14年6月）を受けた、平成15年度予算では、義務教育費国庫負担金のうち、共済費長期負担金など5,625億円の補助金が削減された。

#### (2) 平成15年度の動き —平成16年度予算の編成と交付税の削減—

「骨太の方針2003」（平成15年6月）で「4兆円の補助金廃止、縮減」という数値目標が設定さ

(10) 経済財政諮問会議「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」  
<<http://www.keizai-shimon.go.jp/cabinet/2002/0625kakugikettei.pdf>>

れたことで、平成16年度予算は、改革の試金石として注目を集めた。小泉首相が11月中旬に、「平成16年度予算で1兆円の補助金を削減する」旨の指示を出したことを受け、平成16年度予算には、1兆300億円の補助金削減と6,558億円の財源措置が盛り込まれた。削減された補助金のうち、義務教育費国庫負担金の退職手当や公立保育所運営費など約4,700億円は、所得譲与税や税源移譲予定特例交付金等の手法で暫定的に一般財源化された。公共事業関係の補助金（3,200億円）は、一部交付金化<sup>(11)</sup>（1,300億円）されたが、残りの補助金については、財源の手当てがないまま、削減された。

所得譲与税とは、所得税から住民税への本格的な税源移譲が行われるまでの間の暫定措置として、平成16年度から新設された制度である。国が決めたルールに従って国税の一部を地方に配分する地方譲与税の一種であり、一旦国税（所得税）として徴収された後、交付税特別会計に直接繰り入れられ、各自治体に人口比で配分される。他方、税源移譲予定特例交付金は、所得譲与税と同様に、本格的な税源移譲が行われるまでの間、暫定的に財源を措置する特例交付金である。ただ所得譲与税とは違い、使途が制限される。

平成16年度予算では、地方交付税および実質的に地方交付税の役割を果たしている臨時財政対策債<sup>(12)</sup>が、合わせて約3兆円削減されたことから、地方の反発を招いた。殆どの自治体は、歳出の圧縮や基金の取り崩しを行って乗り切ったが、予算編成ができない地方自治体も現れ、総務省はその対応を迫られた。最終的には、地方債の発行条件の緩和と地方債の元利償還金を地方交付税で後年度に措置するという、従来と変わらない、先送りの手法がとられた。

### (3) 平成16年度の動き —地方六団体の補助金削減案、平成17年度予算—

「骨太の方針2004」（平成16年6月）の要請にもとづいて、同年8月25日に、地方六団体は、小泉首相に約9兆円の補助金削減と8兆円の税源移譲案からなる地方案を提出した。平成17、18年度分については、義務教育費国庫負担金（中学校分）や施設整備費など、総額3.2兆円の補助金を削減対象とすることとなった。

11月26日には、平成17、18年度の改革の全体像を示す、政府・与党合意（三位一体改革の「全体像」）が決定した。政府・与党合意は、総額2.8兆円の補助金削減と2.4兆円の税源移譲というもので、いずれも目標額の3兆円には届かなかった。削減対象としてあげられた義務教育費国庫負担金の中学校分（8,500億円）については、反対意見が根強かったことから、「中央教育審議会の審議を経て、決定する」とされ、結論は先送りされた。また、平成15年度以来、厚生労働省が負担率の引下げを検討してきた生活保護費国庫負担金については、地方の反発が強いため、引き続き議論し、平成17年末までに結論を出すこととなった。こうした裁断については、「先送り」、「玉虫色の決着」であるとの批判がなされた。

政府・与党合意を受けて編成された平成17年度予算では、1兆7,681億円の補助金が削減された。このうち、義務教育費国庫負担金（暫定）や国民健康保険国庫負担金等については、1兆1,160億円の財源措置がなされた。公共事業関係の補助金については、一部交付金化（3,430億円）さ

(11) 複数の補助金を一括りにして、その標準定額を一括して交付すること。交付金化によって、補助金よりも地方の裁量は広がるが、実質的な財源と権限の縛りは国に残る。

(12) 地方の財源不足に対処するために、平成13年度に創設された特例（赤字）地方債である。交付税特別会計を通じた民間資金の借入による財源補填措置は、地方財政の借金依存の実態を見えにくくしている等の指摘を受け、新たに導入されたものである。元利償還金については、その全額が後年度の基準財政需要額に算入されることとなっている。

れたが、残り（3,011億円）は財源の手当てがなされなかった。

平成17年度予算で削減対象となった補助金のうち、最大額を占めたのは、国民健康保険費国庫負担金（5,449億円）であった。当該負担金は、地方六団体の補助金削減案には含まれていなかったものである。高齢化社会の進展で、今後歳出の増加が見込まれるなか、国民健康保険費国庫負担金の一部を地方に移すことは、「地方への負担転嫁である」との反発の声が地方側からあがった<sup>(13)</sup>。

税源移譲については、ひきつづき所得譲与税と税源移譲予定特例交付金による暫定的な措置がとられた。地方交付税については、前年度予算での削減が地方団体の猛反発を受けたことから、17年度予算では「骨太の方針」どおり、前年度とほぼ同額が確保された。

#### (4) 平成17年度の動き —平成18年度予算と中央教育審議会での議論—

平成18年度予算の編成に先立って、平成17年7月に、地方自治体は再度、施設整備費等を柱とした1兆円の補助金削減案を提出した。補助金削減で焦点の一つとなっていた、生活保護費国庫負担金の補助率引下げを阻止する狙いがあったと指摘されている<sup>(14)</sup>。財務省は、公共事業費の一部にあたる施設整備費について、「財源が国債であることから、税源移譲の対象とはならない」と反対の立場をとっていた。

補助金削減の中で、最大の焦点となっていた義務教育費国庫負担金（中学校分）については、中教審で100時間以上にも及ぶ議論がなされた結果、「国庫負担制度を今後も維持すべきである」との結論が出された。中教審委員の間では、「財源が確保されず、義務教育に地域間格差を招く可能性がある」との懸念から、地方への移管が否定された<sup>(15)</sup>。一般財源化に賛成したのは、地方代表の委員のみであった。しかし、当初から小泉首相が、「地方団体の要望を尊重する」との見解を示していたこともあり、結果的には折衷的な措置がとられ、義務教育費国庫負担金の中学校分と小学校分の国庫負担割合を、2分の1から3分の1に引下げることとなった。もう一つの焦点であった生活保護費国庫負担金については、地方の言い分がとおり、負担率は現状のまま据え置かれた。

こうした議論の末、編成された平成18年度予算案には、1兆8,667億円（うち、義務教育費などの1兆560億円分は平成16年11月の政府・与党合意で既決定分）の補助金の削減が盛り込まれた。このうち、税源移譲に結び付く改革は1兆2,844億円である。残りの5,823億円については、一部交付金化されるが（3,183億円）、2,640億円分は財源措置がなされず、地方の歳出削減で対処される。税源移譲に結び付く改革（1兆2,844億円）のうち6,300億円分は、平成16年11月の政府・与党合意で既に決まっていた分である。残りの6,544億円分については、平成17年11月末の政府・与党合意で新たに決められた。今回地方への移譲が決まった補助金のうち主なものは、児童扶養手

(13) 国民健康保険の国庫負担の引き下げ（都道府県負担の導入）は、即座に地方の裁量につながるようなものではないが、医療制度改革のなかで、医療保険の都道府県単位への再編が検討されていることが背景にあり、地方負担が導入された。当初は地方側から反発の声も上がったが、その後、地方は全国知事会を中心に議論を進め、厚生労働省、総務省とともに地方の裁量を広げられるよう検討を行っている（田中敏「国民健康保険制度の現状と課題」『調査と情報－ISSUE BRIEF－』No.488, 2005.7.5, pp.7-9.）。

(14) 井上明彦「焦点 地方六団体、1兆円補助金廃止案を提出 三位一体改革仕上げへ政治力を駆使 第2期改革は増税と一体が前提」『日経グローバル』No.33, 2005.8.1, p.26.

(15) 中教審委員の刈谷剛彦氏は、財源を国が持つことが地方の教育を縛っているわけではなく、財源だけを地方に移しても義務教育の分権化は進まないとの見解を示している（「私の視点 刈谷剛彦 義務教育費国庫負担維持し分権化を」『朝日新聞』2005.10.29.）。

当国庫負担金（1,805億円）や児童手当国庫負担金（1,578億円）等である。これらは、生活保護費の代わりに削減対象となった補助金であるが、国の負担率を引下げるもので、地方の裁量の拡大につながるかどうかは不透明である。

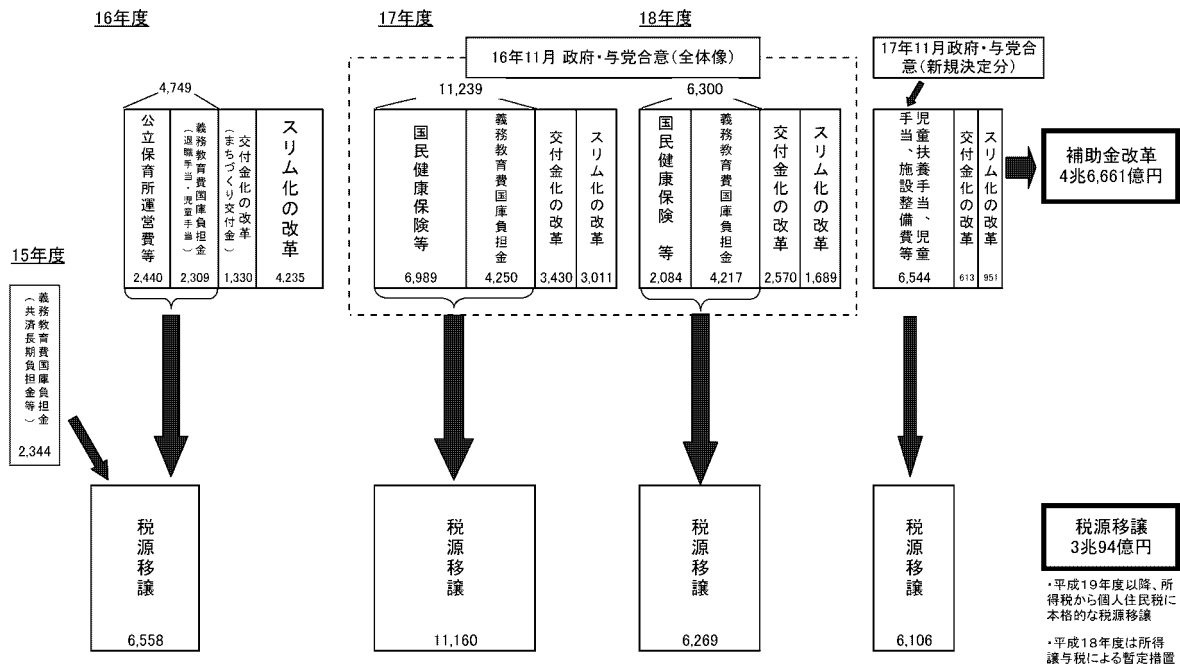
平成18年度予算案で新たに6,500億円分の補助金の削減とその財源措置（6,106億円）が盛り込まれたことから、平成16年度から18年度予算案を合計した税源移譲額は3兆94億円となり、目標額の3兆円を上回る。平成18年度はひきつづき所得譲与税による暫定的な措置がとられるが、平成19年度以降、所得税から個人住民税への本格的な税源移譲が実施される見込みである。税源移譲に伴い、個人住民税については、応益性や偏在度の縮小という観点から、税率が現行の3段階（5%,10%,13%）から一律10%に統一され、所得税については、現行の4段階の税率（10%,20%,30%,37%）から6段階（5%,10%,20%,23%,33%,40%）へと、より累進的な税率構造に変更される予定である。

地方交付税については、一般会計ベースで前年度比8,284億円（5.7%）の減額、地方への配分ベースで9,900億円の縮減となったが、地方税の増収が見込まれることから、一般財源総額<sup>(16)</sup>は、前年度とほぼ同額が確保された（資料1）。

### 3 「三位一体」後の改革について -平成18年度以降の見通し-

三位一体改革の実行期間は、「改革と展望」の期間である平成18年度末までであるが、4兆円の補助金削減は、総額20兆円に及ぶ地方向け補助金のごく一部に過ぎない。財政自治を強化するためには、引き続き補助金の削減と地方への税源移譲を行う必要がある。平成16年夏に出された地方団体の補助金削減案は、第1期（～平成18年度）（3.2兆円）と第2期（平成19年度～21年度）を合わせて9兆円という削減案を提示しており、今後の改革に向けての布石が打たれている。

（資料1）三位一体改革の概要（平成16年度～18年度分）



（出典）財務省資料をもとに作成。

(16) 地方が自由に使える財源のことで、地方税収や地方交付税等のことである。

なお、平成18年度には、三位一体改革とは別のもう一つの大きな動きがある。地方の歳入の約14%を占める地方債について、制度変更が実施される。これまで許可制であった地方債の起債が、協議制へと移行する。また、地方への長期資金の融通を行ってきた政策金融機関の公営企業金融公庫を廃止し、地方へ移管する基本方針が決定している。地方自治体の資金調達や財政に関わる状況は、大きく変わろうとしている。

地方自治体の財源保障と財政調整という、地方財政の中核的な役割を果たしている地方交付税については、三位一体改革のなかでも十分に議論されなかった。地方交付税の改革について、今後さらに議論を詰めていく必要があるだろう。

我が国の社会経済的状況を勘案すると、今後、地方自治体は財政的に自律（自立）する必要性が高まることは明らかである。次章では、こうした将来の状況を見据えた、各自治体での改革への取り組みの一端を紹介する。

### Ⅲ 地方からの改革 ー国からの自立に向けてー

地方自治体の財政は、1990年代後半以降、急速に悪化した。特に、都市部の自治体における財政悪化が著しく、それまで交付税の不交付団体であった大阪府や神奈川県も交付団体となった。これは、バブル崩壊後、法人事業税等の税収が低迷する中、国の経済対策の一環として地方単独事業や補助事業等の公共事業を拡大してきたためである。地方単独事業の財源の多くが、地方債の起債によって賄われたこともあり、債務返済費が徐々に地方財政を圧迫していった。悪化した財政状況のなかで、自治体は独自に地方財政改革を進める必要に迫られた。

同時期には、情報公開や政策評価などを進める先進的な自治体も現れた。これらの自治体では、首長が強いリーダーシップを発揮し、人事制度の見直しや組織のフラット化など、それまでの行政の体質をも変えるような意欲的な改革が実行された。こうした変化は、他の自治体にも波及し、同様の改革を行う自治体が徐々に増えていった。

このように、地方が行財政改革を志向しつつあった頃に、国政においても、構造改革の柱の一つとして、三位一体改革の実施が宣言された。国と地方双方の改革の流れの中で生まれた三位一体改革は、地方自治体の現場に、プラスとなるものから痛みを伴うものまで、広範な影響を与えつつある。以下では、地方自治体内での変化と三位一体改革による影響を、筆者が訪問した岩手県内の地方自治体の事例をまじえつつ、紹介する<sup>(17)</sup>。

#### 1 岩手県および県内市町村での財政改革の取り組み

##### (1) 財政改革<sup>(18)</sup>

訪問した岩手県内の自治体は、いずれも財政状況が悪化している中で、三位一体改革のスター

(17) 筆者は、2004年12月に、岩手県庁および県内の盛岡市役所、花巻市役所、葛巻町役場、滝沢村役場を訪問し、財政状況、行財政改革、三位一体改革の影響等について聴取した。

(18) 三菱総合研究所は、三位一体改革が地方公共団体の平成16年度予算編成に大きな影響を与えたことを踏まえ、全国の都道府県と市区を対象として、「三位一体改革と行財政改革に関するアンケート調査」を平成17年6月に行った。調査内容は、歳出削減、歳入確保への取組み、三位一体改革についての考え等である。調査結果は、筆者が岩手県で聴取した内容とほぼ同じようなもので、三位一体改革により全国で同様の事態が起きていることが分かる。(三菱総合研究所「三位一体改革と地方行政改革に関するアンケート調査」調査結果(平成17年8月)<[http://www.mri.co.jp/PRESS/2005/pr050825\\_rmc02.pdf](http://www.mri.co.jp/PRESS/2005/pr050825_rmc02.pdf)>)



トを迎えた。平成16年度予算では地方交付税が大幅に削減されたことから、各自治体は、歳出の圧縮や基金の取り崩しによって、予算編成を乗り切った。しかし、現状の財政運営を続けていると、数年後に財政再建団体<sup>(19)</sup>へ転落する可能性も否めないことから、各自治体では、歳出入両面からの財政改革に取り組んでいる。

#### ①歳出の削減

歳出削減に向けて、いずれの自治体も、公共事業費の削減、人件費の削減、事務事業の見直しを行っている。平成16年度予算では次の取組みがなされた。

公共事業費については、盛岡市が前年度比40%減、滝沢村が前年度比30%減の予算を組むなど削減を進めている。

人件費について、岩手県庁は、退職手当等のカットにより人件費の4.7%減を実施した。滝沢村は職員給与の5%カットおよび管理職手当のカット等を進めている。その他の自治体においても、諸手当や基本給の縮減などによって、総額の抑制を図っている。

事務事業の見直しについて、岩手県庁は、民間への業務委託や事務事業評価結果に基づいた業務の廃止・縮減を進めている。盛岡市は補助金の前年度比15%削減を実施した。葛巻町は、病院の給食や医療事務等について民間委託を実施するとともに、補助金の整理合理化を実施している。花巻市においても、事務事業の見直しや補助金の縮減が進められている。

その他、旅費や物品費の削減、各種審議会報酬・講師謝金の見直しを実施するなど、歳出の切り詰めが行われている。

#### ②歳入の確保

歳出の削減と同時に、歳入確保の方策が各自治体で検討、実施されている。県では、未利用資産の有効活用や使用料・手数料等の見直し、新たな税の導入等を検討している。盛岡市では、基金を取り崩すとともに、市税の休日返上での督促や、国税庁職員から滞納対策実務指導を受けることで、市税の確保に取り組んでいる。

しかし、こうした取組みは、目に見えた成果にはつながっていないようである。地方税の税率変更等を伴わないかぎり、歳入増を図るのは難しいといえる。

### (2) 予算編成手法の見直し

岩手県は、平成15年10月に策定された行財政構造改革プログラムの一環として、予算編成手法の見直しを実施した。これまでは、各部局が予算調製課に予算を要求し、査定を受け、予算案を取りまとめるという財政当局主体の予算編成手法であった。新しい方式では、あらかじめ財政当局が各部局に一定の予算枠を示し、その予算枠内で各部局が予算編成を行い、最終取りまとめを予算調製課が行うこととなった。平成16年度予算から新方式が採用されている。

盛岡市においても、平成16年度予算の編成から県と同様の方式を採用している。平成16年度予算は、交付税の大幅な削減で急遽予算の削減を迫られることとなったが、枠配分方式のおかげで、各部局の予算の一律カットなども可能となり、困難な予算編成を実現できたという<sup>(20)</sup>。

(19) 昭和30年に「地方財政再建促進特別措置法」によって設けられた制度で、経常収支赤字比率が都道府県で5%、市町村で20%を超えた場合には財政再建団体となる。財政再建団体となった場合には、自主再建方式と準用再建方式のいずれかを選ぶことになる。前者の場合には起債の制限を受け、後者の場合には総務省の承認を得た「財政再建計画」に基づいた財政運営を行わなければならない。

(20) 盛岡市での聴取による。

他の県においても、各々独自の予算編成手法が導入されている。三重県では、事務事業評価システムにもとづく予算編成を行うと同時に、毎年、年度末に予算を使いきろうとする状態を改善するために、予算の節約を奨励する仕組みを導入した。これは、各部局の努力によって節減された予算額は、その2分の1まで、次年度の新規事業にあてることができるというものである<sup>(21)</sup>。

鳥取県では、公共事業の執行状況を予算担当課である財政課が一件ずつ審査し、翌年度の予算編成につなげるという「一件審査」の手法が導入されている。また、ホームページ上に予算編成過程を公開し、予算の透明性を高めている<sup>(22)</sup>。こうした新たな予算編成手法は、歳出削減に即座に効果を発揮するものではないが、予算の有効活用や歳出の縮減等に対する自治体職員意識を高めることにつながるものであろう。

## 2 三位一体改革の地方への影響と変化

三位一体改革の影響として、地方の裁量が広がった例が見られる一方で、依然として国の関与が残り、地方の自主性が十分に発揮されていないといった問題点も浮かび上がっている。また、改革による影響は、こうした直接的なものにとどまらず、地方自治体や首長のあり方にも変化を及ぼしている。

### (1) 三位一体改革によるメリット

補助金の一般財源化による具体的なメリットは、まだあまり見られないが、和歌山県と佐賀県は、三位一体改革による具体的な影響をホームページ上で公表し、住民の理解を促している<sup>(23)</sup>。

メリットとして、和歌山県は、公立保育所運営費等の一般財源化により事務申請や実績報告、監査事務が不要となった点や、高等学校等奨学事業<sup>(24)</sup>等において、自主性を発揮できる余地が広がり、事業内容が改善できた点をあげている。高校生への奨学金の貸与では、収入基準等の貸与要件を独自に設定できるようになったという。佐賀県においても、同奨学金の貸与開始時期を早め、年度初めから支給できるようになった点を評価している<sup>(25)</sup>。

### (2) 三位一体改革の問題点

#### ①補助金の一般財源化における問題点

三位一体改革では、補助金を一般財源化することにより、地方の裁量が広がることが期待されている。上記の高校生への奨学金貸与の例のように、自主性が発揮できるようになったと評価される補助金の例もあるが、同時に、問題点も指摘されている。

和歌山県は、補助金の一般財源化後も、通知や運営事業実施要綱などによる国の規制・関与

(21) 三重県の予算編成手法については、村尾信尚『行政を変える！』（講談社現代新書）講談社、2004。や入江容子「自治体の予算編成をめぐる改革と財政担当部門の行動基準及び役割の変容 - 三重県の予算編成システム改革を事例として -」『年報自治体学会』No.15, 2002.5, pp.188-214. を参照した。

(22) 西尾浩一「鳥取県における予算編成過程の公開」『都市問題』No.95 (10), 2004.10, pp.53-64.

(23) 和歌山県：「和歌山県による平成17年度までの『三位一体の改革』の評価」（H17.5.24）和歌山県ホームページ <<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/010400/zaikai/sanmi/pdf/hyoka.pdf>>、佐賀県：前掲注（6）を参照。

(24) 平成17年度予算で高等学校奨学費事業負担金（42億円）が一般財源化され、地方は裁量を発揮できるようになった。

(25) 「決定通知8月、支払い9月」から、「決定通知4月、支払い5月」へと変更した。

が存続していること、将来的な事業費増に対する財源が確保されていないこと等を問題点としてあげている。交付金化についても、一部で改善が認められるものの、依然として国の関与や規制により、手続きや使い勝手に問題が残されているという<sup>(26)</sup>。

## ②地方交付税縮減の問題点 —小規模町村の財源確保—

近年、政府は、段階補正<sup>(27)</sup>の見直しを図るなど、地方交付税の縮減を行っている。こうした措置は、地方交付税への依存度の高い、財政力の弱い自治体に大きな影響を及ぼしている。小規模自治体の中には、赤字予算を組もうとしたり、職員の超過勤務手当を全額カットすることで歳出を減らそうとする自治体まで現れた<sup>(28)</sup>。

また、政府は、市町村合併を推進することにより、自治体の行財政基盤を強化しようとしているが、諸事情により合併を行えない自治体も多く、我が国には依然小規模な自治体が多数存在している。

今後の地方交付税改革の中では、財政力の弱い自治体の財源をどのように確保するか、という問題が浮かび上がってくる。

## (3) 三位一体改革による変化 —地方自治体からの情報発信—

地方レベルの行財政改革の推進と三位一体改革は、地方自治体とその首長のあり方を変えつつある。これまで地方自治体は、国の方針に従って行政運営を行う団体であったとも言える。しかし近年、改革派首長は、自治体内の改革を推し進めると同時に、地方のあり方や三位一体改革について、活発に発言するようになってきている。こうした動きは、改革派首長の個人的なプレゼンスにとどまらず、地方六団体による補助金削減案の提出など、地方全体としての積極的な動きにつながっている<sup>(29)</sup>。平成16年8月に、地方六団体が補助金削減案を提出したことを、岩手県の増田知事は、「地方が国家政策の骨格にかかわる改革案について政府側から求められ、それに対し一つの成案を取りまとめて提出したことは、画期的である。それまでの地方団体は、国に対して陳情・要望するだけの『おねだり』団体だった。それが、今回、さまざまな地域事情を抱えているにもかかわらず、大同団結して苦しみながらも一つの“答案”を創り上げたことは歴史的にも大変意義が大きい。」と評価している<sup>(30)</sup>。

地方団体からは、補助金削減案のほかにも、現在設置されている国と地方の協議の場を法制

(26) 交付金化について、岩手県の増田知事は、「補助金を統合して交付金化するというが、屋上屋を重ねているように見える。(途中略)手続きも本当に簡略化されるのかどうか疑問だ。具体化されるこれからは役人の出番で、我々が最もごまかされやすいところだ。しっかりと監視していく必要がある。」と、交付金化を批判するとともに、その効果を疑問視している(増田寛也「News & Inside 理論武装し、地方から仕掛ける」『日経グローバル』No.21, 2005.2.7, p.6.

(27) 地方交付税の算定において用いられる補正計数の一つで、人口一人当たりの行政経費が割高になる小規模な町村の財政力を均衡化させるためのものである。市町村の段階補正は、平成14年度以降、縮小している。

(28) 沖縄県宮古島の平良市は、政府への抗議として赤字予算案を発表した。その後、総務省や県の指導により、予算案は撤回された(「三位一体の無理に異議 弱小自治体はつらいね」『朝日新聞』2004.2.11)。京都府南山城村は、財政難のため職員の残業代を予算に計上しなかった。総務省や府が懸念を示し、議会も反発したことから、一人当たり1万円計上された(葉上太郎「ルポ 小さな村の最後の挑戦—京都府南山城村に見る超財政難の構図」『世界』No.742, 2005.8, pp.139-146)。

(29) 地方六団体による補助金削減案以前にも、全国市長会、21世紀臨調などの地方団体や、東京都、愛知県、島根県、福井県などの個別の自治体が、各々調査研究を実施し、地方財政改革のための提言やシミュレーションを発表していた。2003年3月以前に出された税源移譲シミュレーションについては、(西森光子「地方財政の三位一体での改革」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』No.415, 2003.3.14.)で整理した。

(30) 増田寛也「論点 三位一体改革③ “人材” 移譲を含めた『四位一体』改革を」『週刊東洋経済』No.5922, 2004.10.23, pp.114-116.

化すること<sup>(31)</sup>や三位一体改革推進法の制定に向けた<sup>(32)</sup>要望が出されている。地方分権の推進に向けて、地方団体は、今後とも発言力を強めていくものと思われる。

### 3 今後の地方行財政

財政の悪化や三位一体改革の影響を受けて始まった、地方自治体内での行財政改革、さらには地方六団体等による活発な言動や提言は、地方行財政のあり方が、ミクロ、マクロのレベルで変化しつつあることを示している。

三位一体改革は、国と地方の関係を変えることを目的としているものの、国の地方への関与は依然根強く残っており、地方が十分に自主性を発揮できる状態にはなっていない。

今後、地方が国からの自立度を高め、地方自治を促進していくためには、各自治体が住民への説明責任を強化するとともに、国の規制、関与のあり方を積極的に見直していく必要がある。

#### (1) 住民への説明責任の強化

多くの地方自治体は、バランスシートを作成するなど、独自に公会計の改革を進めている<sup>(33)</sup>。東京都では、「機能するバランスシート」という独自の財務諸表を作成し、事業ごとの財務状況を開示し、事業の改善につなげている<sup>(34)</sup>。自治体の事務事業を評価する政策評価制度も多くの自治体で導入されている。三重県や岩手県では、事業評価を予算編成にもつなげている。

これらの新たな制度の導入は、住民への説明責任を強化するためのものであり、地方自治を進める上でも一層重要となる。現在は都道府県や大都市中心であるが、今後は、都道府県の指導の下に、中小規模の自治体にも広げていく必要がある。規模の大小に関わらず、各自治体は、政策および財政への責任を、住民に分りやすく示していくべきであろう。

#### (2) 地方の裁量の拡大

三位一体改革では、「骨太の方針」の目標どおり、4兆円以上の補助金が削減されることになった。しかし、その中身は、「負担率の引下げ」や「交付金化」などで、依然国の関与が残り、地方の裁量は十分には広がっていない。朝日新聞が全国の都道府県知事に対し行った調査では、「三位一体改革によって地方自治体の裁量が広がったか」との問いに対し、10知事が「広がらなかった」、30知事が「あまり広がらなかった」と回答している<sup>(35)</sup>。

前述（I章）の社会福祉施設の例などのように、国の関与により自治体が事業内容を自由に決められない歳出項目は多数ある<sup>(36)</sup>。歳出削減の観点からも、国の関与の縮小が必要となっている。

(31) 地方六団体「国庫補助負担金等に関する改革案（2）～3兆円の税源移譲を確実なものとするために～」（平成17年7月19日）<[http://www.nga.gr.jp/chijikai\\_link/f\\_chijikai.html](http://www.nga.gr.jp/chijikai_link/f_chijikai.html)>

(32) 「三位一体 推進新法制定を要望 8都府県、国に意見書」『日本経済新聞』2005.6.11.33）総務省の調査によると、平成15年度決算について47全都道府県と、全国の56.7%の市区町村でバランスシートが作成（作成中・作成予定団体を含む）されている。（総務省ホームページ「地方団体のバランスシート等の作成状況（調査日：平成17年3月31日）」<[http://www.soumu.go.jp/s-news/2005/pdf/050622\\_5.pdf](http://www.soumu.go.jp/s-news/2005/pdf/050622_5.pdf)>

(34) 東京都の公会計改革の状況については、「自治体の必需品 一公会計改革の現状 東京都など先行、進む二極化」『日経公社債情報』No.1414, 2003.11.24, pp.2-7.などに紹介されている。

(35) 「40知事『裁量広がらず』 本社全国調査 成果評価は3人」『朝日新聞』2005.11.7.

(36) 構想日本は、長野県で事業の仕分け作業を行い、「自治体が自主的に事業内容を決められないもの」、「市町村などへの事業のシフトを阻むもの」を公表している（構想日本「自治体の『現場』から、「国と地方のあり方」を見直すー長野県「事業仕分け」結果をもとにー」（平成15年5月）。

今後、奨励的補助金<sup>(37)</sup>など、一般財源化によって地方の自主性が発揮できる補助金を削減し、地方の裁量を拡大させていく必要がある。

#### IV 今後についての論点整理

三位一体改革は、国と地方の財政システム、地方の行財政サービスのあり方、ひいては国民一人一人の生活をも変えうる重大な改革である<sup>(38)</sup>。しかし、実際に行われている改革は、国民的な議論とはなっていない。

##### 1 国民の関心の喚起、受益と負担

###### (1) 国民の関心の喚起

平成17年9月に衆議院議員総選挙が実施され、郵政民営化がその争点の中心となったが、国と地方の財政改革については、ほとんど議論がなされなかった。この改革を進めることで、行政サービスの中身が個別に改善（あるいは改悪）され、その積み重ねで行政サービスそのものが大きく変わる可能性がある。しかし、多くの国民には、その効果が知られていない。

国民的な関心や議論を喚起するためには、各自治体が三位一体改革の具体的な効果について、広報を拡充する必要がある。一般財源化することで、自治体が裁量を上げられる補助金は何か、そして、それらの一般財源化によって、どのように事業内容を改善できるのか等を、地方は声高に知らせていくべきである。

###### (2) 受益と負担の意識を高める地方税制度を

国民の関心を喚起するもう一つのアプローチとして、地方税制度の改革があげられる。地方税制を、住民の受益と負担の意識を高める方向へと改革する必要がある。現在、三位一体改革によって、地方税の割合を高める税源移譲が進められているが、同時に、地域内での課税力を強化することや税率変更を柔軟に行える仕組みへと変えて行くことが重要である。

我が国の地方税の特性としては、歳入に占める割合が低いことと、標準税率<sup>(39)</sup>が設定されているために、地域間での税率の格差が小さいことがあげられている。

イギリスでは、地方歳入に占める地方税の割合が我が国よりも低く、10%にすぎない。しかし、地方税の大部分を占めるレイト（固定資産税）は、一定の範囲内で、税率変更が地域ごとに行われており、地方自治体の政策が地方税に反映されている。政策の違いによる税率格差は、受益者負担の原則にかなったものとして、英国国民にも、容認されているようである<sup>(40)</sup>。こ

(37) 地方自治体が行う特定の事務又は事業を奨励するために交付される国の支出金のことである。義務教育費や生活保護費などの国庫負担金が国の当然の義務として支出されるのに対し、奨励的補助金は恩恵的なものであり、国が補助することによって、地方の特定の事務または事業の実施が促進される点において、国庫負担金と区別される。奨励的補助金のうち、零細なもの、事業効果が薄いもの等については、整理合理化が強く要望されている（『五訂地方財政小辞典』ぎょうせい, 2004, p. 322を参照）。

(38) 西尾勝「経済教室 新政権に求める3 三位一体改革こそ改革の本丸」『日本経済新聞』2005.9.26.

(39) 地方公共団体が税率を定めるにあたり、通常よるべき税率で、その財政上の特別の必要があることを認める場合においては、これによることを要しない税率のことをいう。地方税の税率は、地方公共団体の条例によって定められるが、地方税法は、地方税の税目ごとに、地方公共団体の条例で定めるべき税率に規制を加えている。地方税率に規制を加えるものとして、標準税率のほかに、制限税率、一定税率および任意税率が、地方税法に規定されている（『地方財政小辞典 五訂』ぎょうせい, 2004, pp.486-487を参照）。

(40) 財務省財務総合政策研究所『主要国の地方税財政制度』2001.6, p.38.

うした点は、我が国にも示唆を与えるものといえよう。

## 2 「国と地方」および「官と民」の事務事業分担

三位一体改革の中での補助金削減をめぐる議論は、地方の自主性を広げることよりも、「4兆円の補助金削減」という数値目標の達成に重きが置かれてきた。その結果、地方分権を進めるという本来の目的とは離れてしまった感が否めない。

これは、国と地方の間で事務事業の分担が明確化されないまま、補助金削減と税源移譲についての数値目標が設定されたためである。国と地方のあり方を問い、各々の事務事業の分担を明確にする必要がある。その際、事務事業を、国と都道府県と市町村という三者で分け合うのではなく、「官から民へ」の流れのもと、民間を加えた四者による事業の仕分けが求められている。

事業の仕分けを具体化する上で、カナダで実施された6つのテストとシンクタンクの「構想日本」が取り組んでいる事業の仕分けの試みが、参考になる。

カナダ<sup>(41)</sup>では、1993年に成立したクレティエン自由党政権において、財政再建に向けて、一般支出削減のための政策の見直し（プログラム・レビュー）が行われた。その際に、6つの基準に照らして、連邦で引き続き行うか、他に移すかなど、全ての施策の見直しが行われた。6つの基準は、次のとおりである。①公共の利益にかなっているか（public Interest test）、②政府が行うことが正当で必要か（Role of Government test）、③連邦政府が行うか、それとも州政府にまかせるか（Federalism test）、④部分的あるいは全体を民間やボランタリーセクターにまかせるか（Partnership test）、⑤政策を続けるのであれば、どのように効率をあげられるか（Efficiency test）、⑥厳しい財政状況においてもあえて支出する意味のある政策か（Affordability test）。これらの基準に遵い事業が精査された結果、カナダでは、1993年度から3年間で、政策支出を1割以上縮減した。

他方、「構想日本」は、都道府県や市町村を実際に回って、地域の住民、自治体の職員などとの話し合いの下、引き続き自治体で行うべき仕事、他の行政機関（国および都道府県あるいは市町村）で行うべき仕事、民間に移す仕事、廃止すべき仕事に分けるという作業を試みている。これまでに行った8県の平均では、現在の仕事のうち60%の仕事は、引き続き行うべきであり、30%は他の行政機関に移し、残り10%は、廃止もしくは民間に移すべきであるという結果となっている<sup>(42)</sup>。

以上2つの紹介例から見ても、事業仕分けの制度的な導入が検討されてもよいのではないだろうか<sup>(43)</sup>。

## 3 地方交付税改革

これまで進められてきた三位一体改革のなかでは、地方交付税の改革について、ほとんど議論がなされなかった。財政再建を進めたい「国」にとっては、地方交付税は、削減したい歳出

(41) カナダの6つのテストについては、岩崎美紀子『行政改革と財政再建—カナダはなぜ改革に成功したのか』御茶ノ水書房、2002、pp.59-78や村尾前掲注（20）pp.33-35を参照した。

(42) 構想日本ホームページ：地方行財政改革「事業仕分け」<<http://www.kosonippon.org/prj/c/?no=05>>

(43) 国の事業の必要性を外部機関が評価し、事業の廃止・縮小を進めるための「事業仕分け」の実施案が、与党内でまとめられている（「国の事業必要性評価 諮問会議に作業部会」『日本経済新聞』2005.10.27、夕刊）。

項目であるが、地方、とりわけ、地方税収の乏しい小規模自治体にとっては、地方交付税は、生命線とも言える。そのため、国と地方の間で言い分が大きく異なる。中央政府内においても、財務省と総務省の間で争点となっている。

国と地方の財政調整をめぐる、中央・地方政府間、および地方政府間の見解の食い違いは、我が国だけの問題ではない。ドイツ、オーストラリア、カナダ等においても、財政調整制度は決して安定しているわけではなく、常に議論の対象となってきた。各国とも、効率性と公平性の中で、試行錯誤をしながら制度の見直しを行っている。

こうした諸外国の経験を踏まえ、近年、我が国においても、様々な地方交付税の改革案が提言されている<sup>(44)</sup>。それらの改革案の要点の一つは、地方に「自律性」を求めるということである。すなわち、これまでの制度は、国が地方の財政を保障するためのもの（財源保障機能）であったため、財源が不足する場合には、それを補足してきた。しかし、今後は、自治体の効率的な財政運営のもとに、財政格差を調整する制度（財政調整機能）へと変化することが求められている。

しかし、小規模町村（過疎地）への財源保障の問題は残されている。従来は、地方交付税の段階補正や過疎地域自立支援促進特別措置法等によって、小規模町村に対する財政面での優遇措置が実施されてきた。しかし、現在の国の財政状況では、その継続が厳しくなっている。今後は、「ナショナルミニマム」の確保という観点から、交付税の財源保障機能のあり方について、広く検証していく必要がある。

地方交付税は、地域の自律を促す一方で、地方の自立を支える「ナショナルミニマムの確保」という、性質を持っている。それらを両立させるための、バランスのとれた制度設計がなされねばならないが、交付税の制度設計を前向き、かつ積極的に進める上で、大きな問題が立ちほだかっている。交付税の財源が絶対的に不足しているという問題である。交付税の収入額<sup>(45)</sup>（法定税収額）は、地方の歳出の必要額を満たしていない。交付税改革の議論を現実化し、より前向きな制度設計の話を進めるためには、地方自治体の歳出の見直し（地方財政計画の精査）を行うと同時に、歳入の確保が欠かせない。そのためには、地方の歳出を縛っている国の設置基準等を見直すとともに、増税をも視野に入れた歳入確保策が必要となる<sup>(46)</sup>。

現在の財政状況は、国・地方ともに、歳出と歳入のバランスが取れていない。不足する財源を両者で取り合い、借金を将来世代へと回している。現実的な交付税の制度設計を進めるためには、歳出の見直しと同時に、受益と負担の対応を意識できる歳入制度へと変えていく必要がある。

## おわりに

国、地方の財政が大幅に悪化している現在、財源を有効に活用し、政策の効果を高めること

(44) 西森光子「地方交付税の問題点と有識者の改革案」『レファレンス』No.656, 2005.9, pp.67-81を参照。

(45) 交付税の収入額は、地方交付税法第6条に、「所得税、法人税及び酒税の収入額のそれぞれ100分の32、消費税の収入額の100分の29.5並びにたばこ税の収入額の100分の25をもって交付税とする。」とあり、国税5税の一定割合とリンクして決定されている。

(46) 小西砂千夫氏は、交付税の不足額について、国税5税からの繰り入れ割合の引き上げと並行して、地方税の標準税率を引き上げて賄う姿勢も必要であるとの見解を示している（「論点 小西砂千夫 交付税制度の再生 地方税での負担増も必要」『読売新聞』2005.11.16.）。

が求められている。特に、歳出の無駄を減らし、効率化を図ることは急務となっている。

国主導のもとで進められている三位一体改革においても、歳出削減の視点が強く打ち出されている。補助金の削減や交付税の縮減が先行する中、地方の裁量の拡大の方は、置き去りにされている感は否めない。地方財政改革のそもそもの目的は、地方分権を進め、地方の自主性を高めることである。納税者の視点を行政に反映できるようにすること、すなわち納税者が教育、福祉、地域環境など、自分たちの生活に密接に関わる政策の決定に参加できるようにすることである。

財政状況は厳しいが、地方の裁量拡大、地方分権の視点に立った改革を進めなければならない。地方分権の推進は、住民自治を拡充することでもある。平成18年度以降も、改革の火を消さずに、国から地方への財源と権限の移譲が期待されている。

(にしもり みつこ 財政金融課)